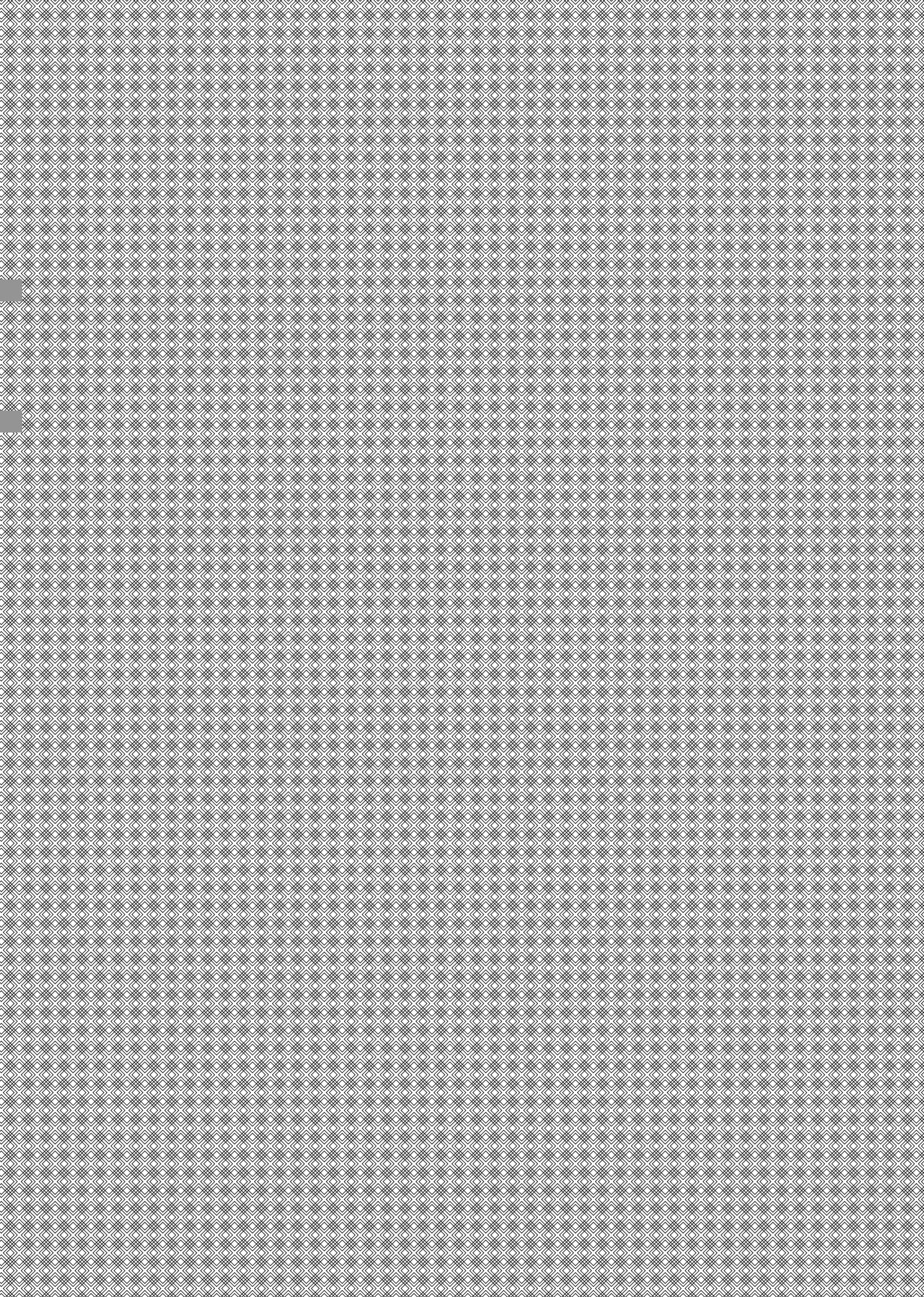


Z—75—K

固定資産税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和7年4月4日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「K1～K9」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 (25 点)

固定資産評価員について、その制度の趣旨、任務、定数及び任期について説明した上で、その選任の手続、兼職が禁止されている職務及び欠格事項についても説明しなさい。

また、併せて、固定資産評価補助員の制度の趣旨についても説明しなさい。

問 2 (25 点)

固定資産税の免税点の意義について説明した上で、次の事例における令和 7 年度分の土地及び家屋の固定資産税の免税点の適用について説明しなさい。

(1) 甲が、X 市と Y 市に次の固定資産を所有している場合

(X 市)

- ・土地 A (価格 600 万円、課税標準額 100 万円)
- ・家屋 B (価格及び課税標準額 300 万円)

(Y 市)

- ・土地 C (価格及び課税標準額 15 万円)
- ・土地 D (甲、乙共有名義、価格及び課税標準額 150 万円)

(2) 丙が、Z 市の a 区と b 区に次の固定資産を所有している場合

(Z 市 a 区)

- ・土地 E (価格及び課税標準額 20 万円)
- ・家屋 F (価格及び課税標準額 10 万円)

(Z 市 b 区)

- ・土地 G (価格 500 万円、課税標準額 350 万円)
- ・家屋 H (価格及び課税標準額 700 万円)

(注 1) X 市及び Y 市は、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市以外の市であり、Z 市は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市である。

(注 2) 各事例に記載されている価格及び課税標準額は、いずれも令和 7 年度の金額である。

【参考】

○地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

(指定都市の権能)

第 252 条の 19 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一～十三(略)

2(略)

〔第二問〕 — 50 点—

問 1 (25 点)

次の【資料 1】及び【資料 2】に基づいて、N市所在の区分所有家屋(家屋 Y)の各区分所有者 A～F に対して課される令和 7 年度分の固定資産税額について、計算過程を明らかにした上で算出なさい。なお、税率は標準税率、免税点は地方税法第 351 条本文の免税点によるものとし、用途変更宅地等に対して課する固定資産税については、地方税法附則第 18 条の 3 の規定によるいわゆる平均負担水準方式を適用するものとする。

【資料 1】 土地 X

- ① 当該土地は、地積 1,800 m² であり、令和 6 年度の賦課期日までは店舗の敷地(宅地)であったが、令和 6 年 2 月に当該店舗が取り壊され、同年 7 月に家屋 Y が建築され、分譲された。なお、同年末までに入居し、所要の登記も完了している。
- ② 当該土地は、家屋 Y の区分所有者全員によって共有されており、その持分の割合は、建物の区分所有等に関する法律第 14 条の規定による割合と一致している。
- ③ 土地課税台帳に登録された当該土地の価格等の状況は、次のとおりである。
 - ・ 令和 6 年度課税標準額 234,000,000 円
 - ・ 令和 5 年度分の価格 374,000,000 円
 - ・ 令和 6 年度分の価格 370,000,000 円
 - ・ 令和 7 年度分の価格 360,000,000 円
- ④ N市において固定資産税を課された土地のうち小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等のそれぞれの価格及び課税標準額(地方税法第 349 条の 3 の 2 の住宅用地の特例を適用した後のもので、他の課税標準の特例の適用がある場合には当該規定に定める率で割り戻したものとする。)の総額は、年度ごとに、次のとおりである。

価格の総額 (単位：億円)

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
令和 5 年度	2,300	420	4,700
令和 6 年度	2,200	410	4,600
令和 7 年度	2,000	400	4,300

課税標準額の総額 (単位：億円)

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
令和 5 年度	350	127	2,990
令和 6 年度	360	120	3,000
令和 7 年度	330	125	2,800

【資料2】 家屋Y

- ① 土地Xをその敷地とする家屋Yは、主要構造部を耐火構造とした3階建ての家屋であり、A、B、C、D、E、Fにより区分所有されている。
- ② Aは1階の専有部分(200 m²)を専有し、店舗として使用している。
- ③ Bは1階の専有部分(150 m²)を専有し、貸家として使用している。
- ④ Cは2階の専有部分(150 m²)を専有し、事務所として使用している。
- ⑤ Dは2階の専有部分D₁及びD₂(D₁及びD₂は一つの専有部分として登記されている。)を専有し、それぞれ独立的に区画されたD₁(40 m²)を住居として、D₂(110 m²)を貸家として使用している。
- ⑥ Eは3階の専有部分(150 m²)を専有し、住居として使用している。
- ⑦ Fは3階の専有部分(150 m²)を専有し、事務所として使用している。
- ⑧ 共用部分S(150 m²)はA～F全員の共用に属しているが、共用部分T(100 m²)はCとFの一部共用部分である。
- ⑨ 家屋課税台帳に登録された家屋Yの令和6年度及び令和7年度の各年度分の価格は120,000,000円である。
- ⑩ 専有部分に係る附帯設備の評価額相当額の合計額は、15,000,000円である。
- ⑪ 専有部分に係る仕上げ部分の評価額相当額の合計額は、12,000,000円である。
- ⑫ 専有部分における各階の天井の高さは次のとおりであり、N市長は当該各階の天井の高さについて著しい差異があるとして、地方税法第352条第1項の規定に基づく補正を行うこととしている。
 - 1階 5.5 m
 - 2階及び3階 3.0 m
- ⑬ 天井の平均の高さは3.8 mである。

共用部分S (150 m ²)	E (150 m ²)		F (150 m ²)		共用部分T (100 m ²)
	C (150 m ²)	D ₁ (40 m ²)	D ₂ (110 m ²)		
	A (200 m ²)		B (150 m ²)		

問2 (25点)

次の【資料】に基づき、A株式会社が所有する償却資産に対して課する令和7年度分の固定資産税について、W市、X市、Y市及びZ市のそれぞれに納付すべき固定資産税額を計算過程を明らかにした上で算出なさい。

なお、税率は標準税率とし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。
また、設問中の市は全て日本国内に所在するものとする。

【資料】

(1) A株式会社は、航空機甲及び航空機乙並びに鉄道丙及び車両丁を所有している。なお、航空機甲及び航空機乙はいずれも日本国籍であり、航空機甲及び航空機乙並びに鉄道丙及び車両丁はいずれも地方税法第389条第1項第1号又は第2号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する航空機並びに鉄道及び車両として指定を受けている。

(2) 航空機甲の状況

- ① 取得年月日 令和6年1月6日
- ② 取得価額 3,000,000,000円
- ③ 耐用年数 10年(法定耐用年数10年に基づく減価率：0.206)
- ④ 最大離陸重量 250トン
- ⑤ 航空機甲は、地方税法第349条の3第7項に規定する国際路線に就航する航空機で航空法第100条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるものに該当する。
- ⑥ 就航時間

	令和6年(実績)	令和7年(見込み)
全就航時間	1,200時間	1,100時間
国際路線に就航した時間	1,100時間	1,050時間

⑦ 寄航実績

	令和6年(実績)	令和7年(見込み)
a 空港	30回	24回
b 空港	35回	36回
d 空港	25回	30回

(3) 航空機乙の状況

- ① 取得年月日 令和4年12月1日
- ② 取得価額 600,000,000円
- ③ 耐用年数 8年(法定耐用年数8年に基づく減価率：0.250)

- ④ 最大離陸重量 150 トン
- ⑤ 航空機乙は、地方税法附則第 15 条第 3 項に規定する航空機で総務省で定めるもののうち、航空法第 100 条の許可を受けた者が運航するものに該当する。
- ⑥ 就航時間

	令和 5 年(実績)	令和 6 年(実績)	令和 7 年(見込み)
全就航時間	1,000	1,200	1,100
地方的な航空運送に係る路線に就航した時間	600	850	800

- ⑦ 寄航実績

	令和 5 年(実績)	令和 6 年(実績)	令和 7 年(見込み)
a 空港	21 回	20 回	18 回
c 空港	35 回	35 回	36 回
d 空港	28 回	25 回	30 回

- (4) a 空港はW市とY市に、b 空港はX市に、c 空港はY市に、d 空港はZ市にそれぞれ所在している。なお、a 空港の所在の詳細は、次のとおりである。

【a 空港】

	W市所在	Y市所在
飛行場の面積	450,000 m ²	300,000 m ²
飛行場内の滑走路、誘導路及びエプロンの面積	250,000 m ²	150,000 m ²

- (5) 鉄道丙及び車両丁の状況

- ① 令和 7 年度分の価格 鉄道丙 3,000,000,000 円
車両丁 350,000,000 円
- ② 鉄道丙及び車両丁は地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条の規定による課税標準の特例措置の適用は受けない。
- ③ 令和 7 年 1 月 1 日現在の鉄道の単線換算キロ数は、次のとおりである。

W市	40 km
X市	20 km
Y市	10 km
Z市	80 km

- ④ 令和7年1月1日現在の運行図表に基づく車両の走行キロ数は、次のとおりである。

W市	400 km
X市	600 km
Y市	—
Z市	1,000 km

【課税標準の特例】

- ・ 国際路線に就航する航空機で航空法第100条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるもの(以下「国際航空機」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機の価格の5分の1の額(国際航空機のうち、国際路線専用機(当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線にのみ就航した航空機をいう。)にあつてはさらに2分の1を、国際路線専用機に準ずるもの(当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が100分の95以上である航空機をいう。)にあつてはさらに3分の2を当該額に乗じて得た額)とする。

(地方税法第349条の3第7項)

- ・ 平成28年度から令和7年度までの間において新たに固定資産税が課されることとなる航空機で総務省令で定めるもののうち、航空法第100条の許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるもの(次号において「地方航空運送用航空機」という。)(同号に掲げるものを除く。) 当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の5分の2の額とする。

二 地方航空運送用航空機のうち特に地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるもの 次に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

イ 総務省令で定める小型の航空機 当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の4分の1の額とする。

ロ イに掲げる航空機以外の航空機 当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の8分の3の額とし、その後4年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の5分の2の額とする。

三 前二号に掲げる航空機以外の航空機 当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

(地方税法附則第15条第3項)

(参考)

○地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則(昭和二十八年十二月二十九日総理府令第九十一号)(一部修正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格は、左の表の上欄に掲げる固定資産について、同表の中欄に掲げる市町村に対し、同表の下欄に規定する方法によつて配分するものとする。

固定資産	配分を受ける市町村	配分方法
航空機	航空機が就航している定期航空路において寄航する飛行場(当該航空機が水上に離着水する場合にあつては、当該水上の場所を含む。以下同じ。)所在の市町村	1 価格の二分の一を当該航空機が寄航する飛行場に均分し、他の二分の一を当該航空機の寄航回数によつて飛行場にあん分する。この場合において一の飛行場が二以上の市町村にわたるときは、当該飛行場に係る価格の三分の二を当該関係市町村の飛行場の面積によつて、他の三分の一を当該関係市町村の飛行場の滑走路、誘導路及びエプロンの面積によつてあん分する。 2 前項の寄航回数は、当該年度の初日の属する年の前年中に用いられた運航表に基いて算定した年間の寄航回数(前年の中途において運航表の内容に変更があつた場合においては、当該変更前及び変更後の運航表が前年中に用いられたそれぞれの期間に応じて算定した年間の寄航回数)によるものとする。
鉄軌道事業の用に供する償却資産及び専用鉄道に係る償却資産		
一 車両	車両が走行する軌道の所在する市町村	価格の二分の一を当該車両が賦課期日現在において走行すべき路線の所在する市町村における軌道の単線換算キロ数に、他の二分の一を当該車両が賦課期日現在において走行すべき路線の所在する市町村における運行図表に基づく車両の走行キロ数にあん分する。

<p>二 鉄道及び軌道並びにこれらに附随する償却資産(発電所、変電所及び修理工場に係るものを除く。)</p>	<p>鉄道及び軌道施設が所在する市町村</p>	<p>路線の所在する市町村における鉄道及び軌道の賦課期日現在における単線換算キロ数にあん分する。</p>
--------------------------------------------------------	-------------------------	------------------------------------------------------

